

平成31年3月定例教育委員会会議

- 開催日時 平成31年3月25日（月）午後2時00分～午後3時39分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 会議室303
- 出席委員 教育長 川村 等
教育長職務代理者 岡見 文彦
委 員 信樂 哲
委 員 原 キミ
委 員 大槻 啓子
委 員 大崎 千帆
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 浅野 正
教育委員会事務局次長 大須賀 規幸
教育委員会事務局次長兼国体推進担当参事 佐藤 由起子
教育委員会事務局参事兼教育総務課長 大沢 英樹
鹿嶋っ子育成課長 鈴木 欽章
教育指導担当参事兼教育指導課長 山口 久弥
教育センター所長 小室 富保
社会教育課長 浅野 敏勝
スポーツ推進課長 飯塚 俊行
国体推進室長 山口 和範
中央図書館長 菊本 義人
中央公民館長 東峰 由美子
学校給食センター所長 津島 応紀
教育総務課課長補佐 久保 美由紀
教育総務課主事 石毛 千遥

○ 議 事

1 議 案

- | | | | |
|-----|--------|--|-----------|
| 非公開 | 議案第16号 | 職員の人事（普通退職）について | （教育総務課） |
| 非公開 | 議案第17号 | 職員の人事（退職）について | （教育総務課） |
| 非公開 | 議案第18号 | 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（解く者）について | （教育総務課） |
| 非公開 | 議案第19号 | 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（任命する者）について | （教育総務課） |
| 非公開 | 議案第20号 | 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）について | （教育総務課） |
| 非公開 | 議案第21号 | 職員の人事（4月1日付け職員異動）について | （教育総務課） |
| 公 開 | 議案第22号 | 鹿嶋市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について | （教育総務課） |
| 公 開 | 議案第23号 | 鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について | （教育総務課） |
| 公 開 | 議案第24号 | 鹿嶋市教育委員会事務局及び教育機関の事務決裁規程の一部を改正する訓令について | （教育総務課） |
| 公 開 | 議案第25号 | 鹿嶋市教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令について | （教育総務課） |
| 公 開 | 議案第26号 | 鹿嶋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について | （鹿嶋っ子育成課） |
| 公 開 | 議案第27号 | 鹿嶋市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則について | （社会教育課） |
| 公 開 | 議案第28号 | 鹿嶋市文化財保護審議会委員の人事について | （社会教育課） |
| 公 開 | 議案第29号 | 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」保存活用計画について | （社会教育課） |

2 報告議案

- | | | | |
|-----|--------|-----------------|---------|
| 公 開 | 報告第 5号 | 高齢者叙勲の内申の専決について | （教育総務課） |
|-----|--------|-----------------|---------|

3 協議・報告事項

- | | | |
|-----|------------------------|----------|
| 公 開 | ・非常勤職員（公民館長・主事）の人事について | （中央公民館） |
| 公 開 | ・非常勤職員（教育センター）の人事について | （教育センター） |

4 その他

※ 非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会が宣言された。

2 議事録署名人の指名

岡見 文彦委員が指名された。

3 議 事

【非公開】

議案第16号 職員の人事（普通退職）について
（教育総務課） 職員の願により退職を承認するもの。

※ 議案第16号については、原案どおり可決された。

議案第17号 職員の人事（退職）について
（教育総務課） 3月31日付け、鹿嶋市職員の退職を承認するもの。

※ 議案第17号については、原案どおり可決された。

議案第18号 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（解く者）について
（教育総務課） 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（解く者）について承認するもの。

※ 議案第18号については、原案どおり可決された。

議案第19号 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（任命する者）について
（教育総務課） 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（任命する者）について承認するもの。

※ 議案第19号については、原案どおり可決された。

議案第20号 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）について
（教育総務課） 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）について承認するもの。

※ 議案第20号については、原案どおり可決された。

議案第21号 職員の人事（4月1日付け職員異動）について

(教育総務課) 4月1日付け、鹿嶋市職員の人事異動を承認するもの。

※ 議案第21号については、原案どおり可決された。

【公開】

議案第22号
(教育総務課) 鹿嶋市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
市長の権限に属する事務の一部の委任を受けたことにより、教育委員会の権限に属する事務の委任について、規定するため根拠となる規則を明記し、また、関係する文言を整理するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第22号については、原案どおり可決された。

議案第23号
(教育総務課) 鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
平成31年4月1日教育委員会事務局の組織改編に伴い分掌事務を規定し、また、関係する文言を整理するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第23号については、原案どおり可決された。

議案第24号
(教育総務課) 鹿嶋市教育委員会事務局及び教育機関の事務決裁規程の一部を改正する訓令について
鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い幼児教育課に關係する決裁規程を設けるとともに、専決事項の見直しをするもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第24号については、原案どおり可決された。

議案第25号
(教育総務課) 鹿嶋市教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令について
鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い担当課名を改め、また、現行にあわせて文言を修正するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第25号については、原案どおり可決された。

議案第26号
(鹿嶋っ子育成課) 鹿嶋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
現行にあわせて様式の文言を修正するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第26号については、原案どおり可決された。

議案第27号
(社会教育課) 鹿嶋市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則について
児童クラブの実施場所の増設に伴い、鹿嶋市放課後児童クラブ設置条例施行規則第2条に定める児童クラブの名称及び定員数等の変更を行うもの。

【主な質疑・意見等】

(委員) 鹿嶋市では6年生まで、希望に沿った形で受け入れているということ
でよろしいか。また、来年度の申込者で入会できないような方はいる
か。

(社会教育課) おっしゃる通り、6年生まで受け入れている。来年度の申込者は現段
階で1,036名おり、全員待機なしで入会できる。

(教育長) 児童クラブ設置の人数や平米数は基準を満たしているか。

(社会教育課) 1クラブ40名の基準を平井小学校と大同東小学校の2クラブで平成
31年度のスタート時点、超えてしまっている。ただ、鹿嶋市の条例
において、経過措置を定めており、そちらが平成31年度末までとな
っている。そちらを来年度超えないようにする必要がある。

(委員) 児童クラブを希望されているということは両親が共働きということか。
特に母親の場合はパートタイムであっても申し込めるか。

(社会教育課) パートタイムでも問題ないが、15時30分まで就労しているという
確認をしている。

(委員) 現在は待機なしで入会できるということだが、今後定員をオーバーす
るようなことになった時はどうするのか。

(社会教育課) 現在は6年生までを対象にしているが、入会できない場合は4年生ま
でを優先して、入会できるようするという事で案内をしている。

- (委員)
(社会教育課) 豊郷小学校の地番が2つに分かれているのは、なぜか。
豊郷小学校の他に豊郷公民館の1室を借りて運営しているため、一部公民館の住所が入っている。
- (委員)
(社会教育課) 児童クラブに係る指導者や担当者はどれくらいいるか。
1クラブに2名配置するのが最低基準となっている。それ以外に特別な配慮が必要な児童がいるクラブによっては加配を付けている。そのため、来年度は全体で66人と加配を加えた人数になり、104名で積算している。
- (委員)
(社会教育課) 1クラブに2名配置されるということだが、次の年にその2人がそっくり入れ替わってしまうことはあるか。
まず受託者と契約する段階に、継続性を重んじて同じ受託者に数年間委託している。なるべくまるごと変わってしまうことがないように、誰かしらが残るように、もしどうしても変わってしまう場合には引継ぎをしていただくようお願いしていきたい。

※ 議案第27号については、原案どおり可決された。

- 議案第28号
(社会教育課) 鹿嶋市文化財保護審議会委員の人事について
願により委嘱を解くもの。

【主な質疑・意見等】
特になし

※ 議案第28号については、原案どおり可決された。

- 議案第29号
(社会教育課) 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」保存活用計画について
国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」の歴史及び現状を整理し、取扱基準、整備・活用の基本的な考え方を示した指針となる計画を定めるもの。

【主な質疑・意見等】

- (委員)
(社会教育課) 長い年月をかけて、また予算を投じて、この郡家跡の発掘調査を進めてきたと思うが、今後にわたって史跡公園として具体的雰囲気醸成する方向で整備すると記載してあるが、現実問題として歴史公園だけがただ広がるだけでなく、例えば当時の郡司が居住した郡庁舎や倉庫、その鍛冶工房の跡等、そのようなものを現実的に復元して、観に来られた方にPRするというようなことは考えているか。
活用に係る整備手法は実際に実物大に復元する手法や立体を縮小版で復元する等、手法はいくつかあるが、いずれかの方法で整備をしてい

くという方向性についてこの保存計画では定めている。さらに具体的にどの方法で整備していくというのは今後の基本計画，または設計等で具体的に明示していくようになる。

- (委員) 平成31年度から2か年計画で整備基本計画を作成するとあったが、今後の予定を分かっている範囲で教えていただきたい。
- (社会教育課) 基本計画に2か年，実施設計に1年というのが基本のスケジュールとなるが，基本計画と実施設計をまとめてという手法もある。または鹿嶋市の財政状況を考えながら実際の工事の開始年度を決めていく必要があるが基本計画についてはこの2年間でまとめたいと考えている。
- (委員) 沼尾神社や坂戸神社はかなり広範囲に及ぶかと思うが，基本的に鹿島神宮と沼尾神社と坂戸神社は従来のように鹿島神宮中心に整備していくということで，郡家跡を中心に歴史公園として，今後重点的に整備していくということか。
- (社会教育課) おっしゃる通りで，今回保存活用について，基本的な方針を定めたもので，従来ある鹿島神宮や沼尾神社，坂戸神社の保存，活用について盛り込んだ内容となっている。整備については郡家跡が未整備のところがあるため，そちらが大きなウェイトを占める。

※ 議案第29号については，原案どおり可決された。

- 報告第 5号 高齢者叙勲の内申の専決について
(教育総務課) 公立学校長として退職した者，又は学校医として40年以上勤務した者の年齢が満88歳（米寿）に達した機会に叙勲が受けられるもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 報告第5号については，原案どおり承認された。

- ・非常勤職員（公民館長・主事）の人事について
(中央公民館) 平成31年度公民館長及び公民館主事の人事について報告するもの。
- ・非常勤職員（教育センター）の人事について
(教育センター) 平成31年度教育センターの人事について報告するもの。

4 その他

- ・平成31年度鹿嶋市教育行政運営方針について
- ・鹿嶋市教育委員会関係日程について

5 閉 会

教育長から閉会が宣言された。